



# 炭素市場の十全性に関する原則等について

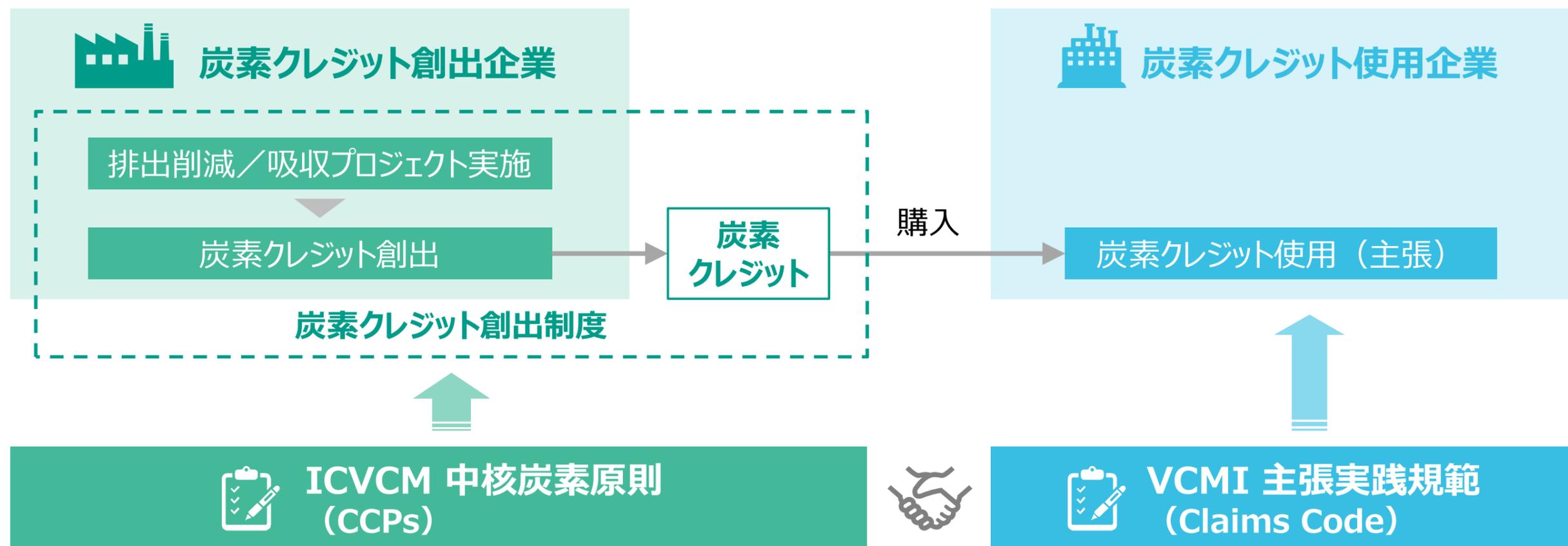
2024年3月

環境省 地球環境局  
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室



# 炭素市場の十全性に関する原則等の全体像

- ネット・ゼロ排出に向けた移行において、炭素市場が果たす役割の重要性が再認識される中、その十全性を確保するための国際的な規範を策定する動きが活発化している。
- その主たるものが、自主的炭素市場のための十全性評議会（ICVCM：Integrity Council for the Voluntary Carbon Market）の中核炭素原則（CCPs）、自主的炭素市場十全性イニシアティブ（VCMCI：Voluntary Carbon Markets Integrity Initiative）の主張実践規範（Claims Code）、G7気候・エネルギー・環境大臣会合の十全性（質）の高い炭素市場の原則である。
- ICVCMのCCPsは炭素クレジットとその創出制度に関する原則である一方、VCMCIのClaims Codeは企業が行う炭素クレジットの使用を含む、気候変動に関する主張に関する規範となっている。ICVCMとVCMCIは連携関係にあり、需要側と供給側の両方から明確なガイダンスを示すことで十全性の確保を目指している。
- 他方、G7気候・エネルギー・環境大臣会合の十全性（質）の高い炭素市場の原則は、炭素市場の供給側、使用側、並びに市場全般に関する原則を含む、幅広いものとなっている。



# 炭素市場の十全性に関する原則等の概要

- 各原則等の概要や関連動向は、以下のとおりである。
- ICVCMのCCPsについては、炭素クレジット創出制度と炭素クレジットを評価する枠組み、関連する主張が、各原則等を満たしているかについて、ICVCMとVCMCIが評価する仕組みも構築されている。

	ICVCM 中核炭素原則 (CCPs)	VCMCI 主張実践規範 (Claims Code)	十全性 (質) の高い炭素市場の原則
策定主体	自主的炭素市場のための十全性評議会 (ICVCM : Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)	自主的炭素市場十全性イニシアティブ (VCMCI : Voluntary Carbon Markets Integrity Initiative)	G7気候・エネルギー環境大臣会合
策定年月	2023年3月	2023年6月 (v.1) 、2023年11月 (v.2)	2023年4月
目的	信頼を構築し、追加的な投資を可能にし、1.5℃への移行に必要な速度と規模での実際の気候インパクトの実現に資すること	短期排出削減目標と長期ネット・ゼロ約束の一環としての、信頼できる炭素クレジットの自主的な使用方法と、クレジット使用の説明方法についてガイダンス等を企業等に提供すること	全てのステークホルダーが、自主的及び遵守目的の双方で、炭素市場が持つ可能性を最大限に活用できるようにするため、炭素クレジットの十全性を高める世界的取組に資すること
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素クレジット創出制度、及び炭素クレジットに関する10の原則</li> <li>10の原則は、「ガバナンス」、「排出影響」、及び「持続可能な開発」の3つに区分されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が自社全体の排出に関して「VCMCI主張」をするために実施する必要がある4つのステップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場の供給側、需要側、及び市場の十全性に関する約10の原則</li> </ul>
評価等の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>CCPsを満たしているか評価するための「評価枠組み」と「評価手順」を公表</li> <li>ICVCMが炭素クレジット創出制度と炭素クレジットカテゴリがCCPsを満たすか評価し、満たす場合、CCP適格制度がCCP承認カテゴリに属する炭素クレジットにCCP承認をタグ付けできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VCMCI主張をするための重要指標に関する開示の要件等を示す「モニタリング・報告・保証 (MRA) 枠組み」を公表</li> <li>企業による指標に関する情報の提出が完了すると、当該企業は炭素十全性主張が可能になる</li> </ul>	—
動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年3月 CCPsと制度レベルの評価枠組み等を公表</li> <li>2023年7月 炭素クレジットカテゴリに関する評価要件を追加した評価枠組み等を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年6月 Claims Codeを公表</li> <li>2023年11月 Claims Code第2版と、MRA枠組み等の追加的なガイダンスを公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、「十全性 (質) の高い炭素市場の原則」を採択</li> </ul>

---

**各原則等の概要**  
**～ ICVCM 中核炭素原則（CCPs）～**

---

# ICVCM 中核炭素原則 (Core Carbon Principles : CCPs)



- ICVCMは、**十全性が高い炭素クレジットに関する世界的なベンチマーク**として、下図の「中核炭素原則」(CCPs)を示している。
- CCPsは、「ガバナンス」、「排出影響」、及び「持続可能な開発」の3つの区分の下、10の原則で構成されている。

A. ガバナンス	効果的なガバナンス	炭素クレジット創出制度 (carbon-crediting program) は、透明性、説明責任、継続的な改善、及び炭素クレジットの全般的な質を確保するため、効果的な制度ガバナンスがなければならない。
	追跡	炭素クレジット創出制度は、クレジットを安全かつ明確に特定できることを確保するため、緩和活動と発行される炭素クレジットを、一意に特定、記録、及び追跡するために登録簿を運用、又は利用しなければならない。
	透明性	炭素クレジット創出制度は、全てのクレジット化される緩和活動に関する包括的で透明性がある情報を提供しなければならない。情報は、緩和活動の精査を可能にするため、電子的な様式で公表され、専門家以外の閲覧者もアクセスできなければならない。
	独立第三者による 頑健な妥当性確認及び検証	炭素クレジット創出制度は、独立した第三者による緩和活動の頑健な妥当性確認及び検証のために、制度レベルの要件がなければならない。
B. 排出影響 (インパクト)	追加性	緩和活動による温室効果ガス (GHG) 排出削減又は吸収は、追加的でなければならない。つまり、それらは、炭素クレジット収入による創出されるインセンティブがなければ発生しない。
	永続性	緩和活動によるGHG排出削減又は吸収は、永続的であるか、あるいは、反転のリスクがある場合には、それらのリスクに対処し、反転を補償するための措置が講じられなければならない。
	排出削減又は 吸収の頑健な定量化	緩和活動によるGHG排出削減又は吸収は、保守的なアプローチ、完全性、及び健全な科学的手法に基づき、頑健に定量化されなければならない。
	二重計上がないこと	緩和活動によるGHG排出削減又は吸収は、二重に計上されてはならない。つまり、緩和ターゲット又は目標の達成に対して1回だけ計上されなければならない。二重計上には、二重発行、二重主張、及び二重使用が含まれる。
C. 持続可能な 開発	持続可能な開発への 便益とセーフガード	炭素クレジット創出制度は、ポジティブな持続可能な開発の影響をもたらしながら、緩和活動が社会的及び環境的セーフガードに関して広く確立されている業界のベストプラクティスに準拠するか、又はそれを超えることを確保するための明確なガイダンス、ツール、及び順守手順がなければならない。
	ネット・ゼロ移行への貢献	緩和活動は、今世紀半ばまでにネット・ゼロGHG排出を達成するという目標に適合しない、GHG排出、技術、又は炭素集約的慣行のレベルに固定化すること (ロックイン) を回避しなければならない。

(出所) “Core Carbon Principles, Assessment Framework and Assessment Procedure Version 2” (ICVCM, 2024) より

# ICVCM 評価枠組み



ICVCMは、CCPsに基づき、**炭素クレジット創出制度と炭素クレジットのカテゴリ**に関する下図の基準（criteria）とその要件、及び、CCPの属性に関する要件（パリ協定6条に基づくホスト国承認、適応のための収益配分、定量化したポジティブなSDG影響）を含む「評価枠組み」を提供している。

			基準（criteria）
炭素クレジット創出制度の要件	ガバナンス	1. 効果的なガバナンス	1.1：効果的なガバナンス、1.2：パブリックエンゲージメント、コンサルテーション、及び苦情
		2. 追跡	2.1：効果的な登録簿
		3. 透明性	3.1：情報
		4. 独立第三者による頑健な妥当性確認及び検証	4.1：独立第三者による頑健な妥当性確認及び検証
	排出影響（インパクト）	5. 排出削減又は吸収の頑健な定量化	5.1：方法論承認プロセス、5.2：GHG排出削減又は吸収の定量化、5.3：排出削減又は吸収の事後の決定
		6. 二重計上がないこと	6.1：二重発行（二重登録）がないこと、6.2：二重使用がないこと
	持続可能な開発	7. 持続可能な開発への便益とセーフガード	7.1：環境的及び社会的リスクの評価と管理、7.2：労働者の権利と労働条件、7.3：資源効率と汚染防止、7.4：土地取得と非自発的再定住、7.5：生物多様性保全と、生きている自然資源の持続可能な管理、7.6：先住民、地域社会、及び文化遺産、7.7：人権の尊重とステークホルダーエンゲージメント、7.8：ジェンダー平等、7.9：頑健な利益配分、7.10：カンクン・セーフガード、7.11：ポジティブなSDG影響の確保
炭素クレジットのカテゴリに関する要件	排出影響（インパクト）	8. 追加性	8.1：追加性証明、8.2：ホスト国の既存の法的要件、8.3：炭素クレジットの考慮（事前考慮）、8.4：追加性アプローチ、8.5：－投資分析、8.6：－障壁分析、8.7：－市場浸透／一般慣行、8.8：－標準化アプローチ、8.9：管轄地域REDD+制度に関する追加性：新たな緩和活動又は実施中の緩和活動の実施強化の証明、8.10：管轄地域REDD+制度に関する追加性：炭素クレジットの考慮
		9. 永続性	9.1：永続性要件が適用されるカテゴリ、9.2：反転の補償、9.3：モニタリングと補償の期間、9.4：補償メカニズム、9.5：管轄地域REDD+の永続性
		10. 排出削減又は吸収の頑健な定量化	10.1：排出削減又は吸収の頑健な定量化、10.2：緩和活動の境界、10.3：ベースラインシナリオの決定、及びベースライン排出又は吸収の定量化、10.4：緩和活動からの排出又は吸収の定量化、10.5：リーケージ排出の定量化、10.6：定量化された排出削減又は吸収の緩和活動への帰属性、10.7：全てのクレジット期間の合計期間、10.8：モニタリングアプローチ
	持続可能な開発	11. 二重計上がないこと	11.1：二重発行（重複する主張）がないこと、11.2：国内の義務的な緩和スキームとの二重主張がないこと、11.3：他の環境クレジットから生じるGHG緩和の二重主張がないこと
		12. 持続可能な開発への便益とセーフガード	12.1：セーフガード、12.2：持続可能な開発への便益
		13. ネット・ゼロ移行への貢献	13.1：ネット・ゼロ移行への貢献と適合しないカテゴリ、13.2：ネット・ゼロ移行への貢献

（出所） “Core Carbon Principles, Assessment Framework and Assessment Procedure Version 2” (ICVCM, 2024) より

ICVCMは、炭素クレジット創出制度と炭素クレジットカテゴリの「評価手順」も提供し、2023年11月、炭素クレジット創出制度と炭素クレジットカテゴリの評価を開始した。ICVCMによる評価手順の概要は以下に示すとおりであり、最初に、ICVCMが炭素クレジット創出制度をCCP適格制度として承認し、次に、炭素クレジットのカテゴリをCCP承認し、これに基づき、CCP適格制度がCCP承認カテゴリに属する炭素クレジットをCCP承認炭素クレジットとしてタグ付けすることができる。

## 炭素クレジット 創出制度の評価

### ICVCMが、評価枠組みを用いて、申請者の炭素クレジット創出制度が関連CCPsを満たすか評価

- 炭素クレジット創出制度が、ICVCMに申請
- ICVCMが、提出文書の初期完全性レビューを実施
- ICVCMが、評価報告書案を作成、炭素クレジット創出制度とのコミュニケーション等を適宜実施
- 運営委員会（Governing Board）が、評価報告書案と決定勧告に基づき、炭素クレジット創出制度を「CCP適格」として承認するか、是正行動の完了を条件として「CCP適格」として承認するか、あるいは申請を拒否するかを決定

## 炭素クレジットの カテゴリの評価

### ICVCMが、カテゴリに適用される評価枠組みの基準・要件を用いて、どのカテゴリが関連CCPsを満たすか評価

- ICVCMがカテゴリを評価するためのカテゴリ作業部会（Categories Working Group：CWG）を招集
- CWGが、カテゴリの初期分析を実施し、(a)内部評価プロセス、(b)マルチステークホルダー評価プロセス、(c)評価枠組みの基準・要件を満たさない可能性が高い、の3つに暫定的にグルーピング、ICVCMがレビューし、運営委員会が決定
- 運営委員会が、(a)(b)のプロセスで作成された評価報告書案と決定勧告等に基づき、カテゴリがCCP承認の関連基準・要件を、(a)満たすか、(b)制度が是正行動をとれば満たすか、(c)満たさないか、を決定

## CCP承認炭素 クレジットの特定

### CCP適格制度が、「CCP承認」炭素クレジットを特定し、他の関連CCP属性とともに制度の登録簿でタグ付け

- CCP適格制度は、CCP承認と決定されたカテゴリに属する炭素クレジットを特定し、CCP属性とともにCCP承認のタグ付けをすることが可能
- CCP承認と関連CCP属性をタグ付けする炭素クレジットの特定に用いたプロセスと情報の文書化が必要

## 継続的な保証と執行

ICVCMは、CCP適格制度とCCP承認カテゴリのパフォーマンスの監視や、必要に応じて、調査や中間レビューを実施する

また、ICVCMは、CCP適格又はCCP承認を、停止又は終了する権利を有する

---

**各原則等の概要**  
**～ VCM I 主張実践規範 (Claims Code) ～**

---

# VCMI 主張実践規範 (Claims Code of Practice : Claims Code)



VCMIは、企業等による炭素クレジットの使用を含む「主張」に信頼性をもたらすためのガイダンスを示す「主張実践規範」(Claims Code)を提供している。Claims Codeは、企業が全社的な「VCMI主張」を行うために実施しなければならない、以下の4つのステップに基づいている。「VCMI主張」には、「炭素十全性シルバー」、「炭素十全性ゴールド」、及び「炭素十全性プラチナ」の3つのレベルがあり、それらの違いは、短期排出削減目標への進捗の証明後に残る排出量に対する、購入・償却した高品質な炭素クレジットの割合に応じている。

1	<b>基礎的基準 (Criteria) を遵守する</b>	<b>基礎的基準</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年間の温室効果ガス排出インベントリを維持し、公表する</li> <li>2. 科学的に沿った短期的排出削減目標を設定・公表し、遅くとも2050年までにネット・ゼロ排出を達成することを公約する</li> <li>3. 短期的排出削減目標の達成に向けて、企業が財務配分、ガバナンス、及び戦略に関して進捗していることを証明する</li> <li>4. 企業の公共政策アドボカシーがパリ協定の目標を支持し、野心的な気候規制の障壁とならないことを示す</li> </ol>
2	<b>VCMI主張を選択し、短期排出削減目標の実現に向けた進捗を説明する</b>	<p>主張する「VCMI主張」を選択し、それぞれの要件を満たす。 各「炭素十全性主張」では、企業が短期排出削減目標を達成、又は達成に向けた進捗を証明すると、残りの排出量に比例する高品質な炭素クレジットの購入・償却が求められる。</p> <p><b>VCMI主張の種類</b> (高品質な炭素クレジット購入・償却の割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 炭素十全性シルバー： ≥10%、&lt;50%</li> <li>• 炭素十全性ゴールド： ≥50%、&lt;100%</li> <li>• 炭素十全性プラチナ： ≥100%</li> </ul>
3	<b>要求される炭素クレジットの使用及び品質の閾値を満たす</b>	<p>ICVCMの中核炭素原則 (CCPs) に従う高品質な炭素クレジットを購入・償却し、ホスト国によるクレジットの承認を含め、償却したクレジットに付随する関連情報を透明性をもって報告する。</p>
4	<b>VCMIモニタリング・報告・保証 (MRA) 枠組みに従って、報告した情報の第三者保証を得る</b>	<p>VCMI主張を実証するには、企業が、高品質な炭素クレジットの償却に関する情報を含め、基礎的基準及び主張に固有の要件に関する情報を提供することが不可欠である。 VCMI MRA枠組みは、企業がVCMI主張を行うために遵守しなければならない重要な指標の報告と独立第三者保証の手順を概説している。</p>

(出所) “Claims Code of Practice v.2” (VCMI, 2023) より仮訳

# VCMI モニタリング・報告・保証（MRA）枠組み



VCMIは、Claims Codeに基づきVCMI主張をするため、企業が従うべき手順の概要を示す「モニタリング・報告・保証（MRA：Monitoring, Reporting and Assurance）枠組み」を提供している。MRA枠組みでは、下図の重要指標に関する報告と保証の要件等が示されている。

		指標（metrics）
1	基礎的基準 （Criteria）を 遵守する	基礎的基準1 1.1：基準年及び最新報告年のスコープ1総GHG排出量（tCO2換算）、1.2：同スコープ2総GHG排出量（tCO2換算）、 1.3：基準年及び最新報告年のカテゴリ別スコープ3総GHG排出量（tCO2換算）、 1.4：基準年及び報告年について、含まれる又は除外されるスコープ3カテゴリの一覧と、除外の正当な理由、 1.5：基準年の再計算に関する説明
		基礎的基準2 1.6：短期的な排出削減目標の基準年、1.7：短期的な排出削減目標年、1.8：短期的な排出削減目標の境界、 1.9：短期的な排出削減目標の野心、1.10：短期的な排出削減目標はSBTiによって妥当性確認されたか、 1.11：長期的なネット・ゼロ・コミットメントがなされた日付、1.12：長期的なネット・ゼロの定義
		基礎的基準3 1.13：最新報告年において、企業のバリューチェーン全体でGHG緩和に充てられた年間売上高の割合、 1.14：最新報告年において、企業のバリューチェーン全体でGHG緩和に充てられた資本的支出（CAPEX）と事業運営費（OPEX）の割合、 1.15：CAPEXとOPEXの定義、 1.16：企業のバリューチェーン全体でGHG緩和に充てられる年間売上高の計画割合、 1.17：企業のバリューチェーン全体でGHG緩和に充てられるCAPEXとOPEXの割合、 1.18：前述の財務指標が開示できない理由を説明し、GHG緩和に関連する投資と実施した措置の定性的な説明と分析を提供する声明、 1.19：取締役会又は上級管理者の監督に関する3つの指標のうち1つの公表
		基礎的基準4 1.20：アドボカシー活動とパリ協定の目標との整合性について説明する公式声明
2	VCMI主張を選択し、短期排出削減目標の実現に向けた進捗を説明する	2.1：VCMI主張、2.2：VCMI主張実践規範の基礎的基準、及び全ての追加要件を順守していることを表明する声明、 2.3：最新報告年に達成された合計GHG排出削減量（総量又は原単位）の基準年比割合、 2.4：自社が短期的な排出削減目標の達成に向けて前進したと考えるかどうか、またその理由の概説を公的に提供する
3	要求される炭素クレジットの使用及び品質の閾値を満たす	3.1：企業がVCMI主張に適用した購入・償却クレジット数、 3.2：使用される各クレジットの認証基準名、プロジェクト名、プロジェクトID、償却シリアル番号、償却日、及び発行登録簿、 3.3：ホスト国、3.4：クレジットのピンテージ、3.5：方法論、3.6：プロジェクトの種類、3.7：ホスト国の承認、 3.8：社会的又は環境的十全性に関する追加的な第三者認証に関連付けられている場合、企業は、クレジットが公平性を促進し、生態系や地域経済にコベネフィットを生み出す方法に関する情報を提供しなければならない
4	VCMIモニタリング・報告・保証（MRA）枠組みに従って、報告した情報の第三者保証を得る	4.1：保証提供者の名称、4.2：保証基準の名称 4.3：保証に関する重要指標ごとの保証レベル、4.4：保証の対象期間

# VCMI 炭素クレジットの使用及び品質の閾値

VCMI主張のために購入・償却する高品質な炭素クレジットは、Claims Codeでは中核炭素原則（CCP）承認クレジットとされている。しかし、ICVCMでの評価プロセスは、VCMIのMRA枠組み公表時点（2023年11月）では実施中であり、短期的には利用可能なCCP承認クレジットの数が限られることから、2026年1月1日より前になされるVCMI主張については、以下が暫定措置として認められている。

- クレジット国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization : ICAO）の国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation : CORSIA）で適格と認められた排出ユニット
- 10のCCPsに沿った企業のデューデリジェンスプロセスで裏付けられた、既存の契約で約束された炭素クレジット

## 要求される炭素クレジットの使用及び品質の閾値



### CCP承認クレジットを購入・償却

**暫定措置：2026年1月1日より前になされるVCMI主張について、以下の使用が可能**

- **CORSIA適格排出ユニット**
  - ・ 特定の活動種類が、まだICVCMで評価されていない場合
  - ・ 2021-2023年遵守期間（パイロットフェーズ）、又は2024-2026年遵守期間（第1フェーズ）について承認されたCORISA適格排出ユニット
- **10のCCPsに沿った企業のデューデリジェンスプロセスで裏付けられた、既存の契約で約束された炭素クレジット**
  - ⇒ 既存のデューデリジェンスプロセスがCCPsにいかに関与しているかについて、企業の年次報告書又はサステナビリティ報告書における声明等で公表

---

**各原則等の概要**  
**～ 十全性（質）の高い炭素市場の原則 ～**

---

# G7気候・エネルギー環境大臣会合 十全性（質）の高い炭素市場の原則



G7気候・エネルギー環境大臣会合は、炭素市場における信頼性、透明性、及び全体的な信用を向上させるため、市場の供給、需要、及び市場インフラを導く戦略と標準に適用する、十全性（質）の高い炭素クレジット市場のための原則を採択した。

## 供給側の十全性

- 強固な認証標準が活動設計及び排出削減・吸収除去の測定・報告・検証（MRV）に適用され、それらの支援活動及びその結果としての温室効果ガス削減が以下の手続きを備えていること：
  - クレジット化する範囲は、パリ協定の気温目標及び2050年までの世界全体のネット・ゼロ排出の達成と一致する排出経路に沿っていること。
  - クレジットは、ホスト国の緩和に対して明確に貢献し、高排出経路の固定化を回避し、直接的な緩和行動を優先する気候変動緩和戦略が実施されている場合に、排出削減または吸収除去に対して発行されること。
  - 第6条実施指針及びCORSIA排出量ユニットの基準及びガイドラインに基づく環境十全性を確保するための関連要件と整合し、第6条2に規定する協力的アプローチに関するガイダンスに沿った報告要件及び第6条4のメカニズムにおける新たな先進事例の要素を反映すること。特に、野心的なベースラインの設定、追加性の評価、排出量の固定化を回避、排出量の漏出（リーケージ）に関する算定方法、持続性の確保、そしてあらゆる形態の二重計上の防止に関するものを含む。
  - 強固で透明性の高いガバナンスを有し、意思決定やそのプロセス、標準や発行されたクレジット、その所有権や長期的な管理に関しても、透明性と対外説明責任を確保するための手続きが整備されていること。
  - 持続可能な開発目標とその結果得られる便益について透明性をもって報告すること。
- 環境及び社会的影響が特定され、公開され、モニタリングを含むセーフガードを通じて対処が行われていること。人権、ジェンダー平等、及び先住民の権利が尊重されていること。

## 需要側の十全性

- 民間部門を含む炭素クレジットの使用は、気温上昇を1.5℃に抑えることを射程に入れ続け、2050年までの世界全体でのネット・ゼロ排出を達成することに整合すること。その際、科学的根拠に基づく気候変動緩和戦略及び目標を通じた排出量を緩和するための直接的行動を優先し、排出が不可避であるものを対象とすること。
- 炭素クレジットの基礎となる排出削減量または吸収除去量は、第6条2に規定する協力的アプローチに関するガイダンスに沿って承認され、そのような使用に適格となった場合に限り、NDC及びその他の国際的緩和目的の達成に向けての使用を主張すること。
- 炭素クレジットの使用については、透明性を持って公開され容易にアクセスができることにより対外的な説明責任が可能となり、バリューチェーンを超える緩和行動への投資を促進する。これは使用されたクレジットの種類、排出源、使用量に関する情報が含まれること。

## 市場の十全性

- 登録簿は、利用者及び公衆が市場の適格性、承認や相当調整に関する状況、そして使用目的を特定できることを含む、目標の遵守及び自主的な活用双方の炭素クレジット市場の十全性（質）に必要な情報を公的に追跡すること。
- 炭素クレジット市場における供給と需要サイドの参加者の間に十全性（質）と適切なシグナルを強化するために、炭素クレジットのあらゆる使用やバリューチェーンを超えたあらゆる目的の緩和への投資を含む、すべてのスコープにおける排出量及び関連する目標、また、それらの実施に向けた戦略や毎年の進捗は透明性を持って公開され追跡されること。
- 世界における標準設定機関及び様々なイニシアティブは、それらの標準を統合的にし、提供するサービスや役割を明確化し、現在の慣習及び規制当局その他の利害関係者の期待を満たし、またそれを超えていく認証に関する製品を継続的に革新していく協力をを行い、炭素クレジット市場の分散化を低減し、十全性（質）の高い市場に向けた統一的な移行が促進されること。

---

# 炭素クレジット創出制度が 開示等すべき情報

---

# 炭素クレジット創出制度が開示等すべき情報

炭素市場の十全性に関する原則等に基づき、炭素クレジット創出制度が開示もしくは炭素クレジット使用者等に提供すべき情報を以下の通り整理した。ただし、機密保持やプライバシーとデータ保護について考慮する必要がある。

区分		開示あるいは提供すべき情報	参考原則	
炭素クレジット創出制度	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス、追跡（登録簿）、透明性、独立第三者による妥当性確認・検証等に関する制度文書</li> <li>意思決定</li> <li>年次報告書</li> </ul>	CCPs、G7原則	
	排出影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減／吸収の定量化、二重計上の回避等に関する制度文書</li> </ul>	CCPs	
	持続可能な開発への便益とセーフガード	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な開発への便益とセーフガード等に関する制度文書</li> </ul>	CCPs	
排出削減／吸収プロジェクト		<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト名</li> <li>プロジェクトID</li> <li>プロジェクトの種類</li> <li>ホスト国</li> <li>第三者が緩和活動の社会的・環境的影響を評価し、GHG排出削減／吸収計算と追加性評価を再現するために必要な全情報</li> <li>緩和活動設計書（非技術的サマリ、緩和活動に関する詳細情報、適用技術／慣行の記述、環境的・社会的影響、使用方法論、ベースライン決定・追加性証明・GHG排出削減／吸収の定量化のための方法論の適用方法に関する情報を含む）</li> <li>永続性</li> <li>二重計上の回避</li> <li>持続可能な開発への便益とセーフガード</li> <li>ネット・ゼロ移行への貢献</li> </ul>	CCPs、Claims Code	
炭素クレジット		<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト名・ID</li> <li>ビンテージ</li> <li>発行登録簿</li> <li>（ホスト国）承認</li> <li>適応のための収益配分（SoP）</li> <li>定量化したポジティブなSDG影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却日</li> <li>（償却シリアル番号）</li> <li>使用（償却）目的</li> <li>代理された使用（償却）主体</li> <li>相当調整</li> </ul>	CCPs、Claims Code、G7原則



#### 利用にあたって

本資料は、「令和5年度二国間クレジット制度の在り方検討調査等委託業務」において作成したもので、掲載している情報は、信頼できるとされる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。資料中の数値、図表などは本資料作成時点でのものであり、予告なく変更又は削除する場合があります。

#### 著作権

環境省ホームページの「著作権・リンクについて (<https://www.env.go.jp/mail.html>)」に準じます。